

# 徳島県情報公開審査会答申第186号

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書公開請求

平成28年12月12日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し「〇〇土地改良区組合員が、H〇年〇月〇日（公開質問書）（以下「本件請求1」という。）及びH〇.〇/〇日 県監察局長宛申出書（〇〇土地改良区）に対する経緯が分かる書類（以下「本件請求2」という。） 産業交流部阿南」についての公文書公開請求を行った。

### 2 実施機関の決定

平成28年12月26日、実施機関は、本件請求1に係る公文書については、対象公文書を「平成〇年〇月〇日付け公開質問書」と特定し、条例第8条第1号に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分1」という。）を行い、審査請求人に通知した。また、本件請求2に係る公文書については、「公開請求に係る公文書を保有していない」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分2」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

平成28年12月28日、審査請求人は、本件処分1及び本件処分2のうち本件処分2のみを不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

### 4 諮問

平成29年3月30日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

### 2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書によると、審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

県が指導・監督する官庁に申入れしたものであり、無いとする拒否決定は可笑しい。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び当審査会における口頭理由説明によると、本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

審査請求人が開示を求めている公文書は、〇〇土地改良区の組合員が、平成〇年〇月〇日に監察局長宛に提出した申出書（以下「本件申出書」という。）に関して、県南部総合県民局産業交流部（阿南）（以下「産業交流部（阿南）」という。）が作成した書類と推察される。

しかし、本件申出書については、産業交流部（阿南）は受け取っておらず、監察局からも届いていないので、本件申出書に関する公文書は作成していない。

よって、実施機関は本件事案に係る公文書を保有していない。

#### 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

##### 1 本件事案の対象公文書について

本件事案に係る公文書は、本件申出書に関して、産業交流部（阿南）が作成した公文書であると解される。

##### 2 本件処分の妥当性について

実施機関の説明によると、本件申出書については、監察局長宛に提出されたものであって、産業交流部（阿南）は受け取っておらず、また、宛先であった監察局からも本件申出書が届いていないので、これに関する公文書を作成していないとのことである。

以上、実施機関の説明に不合理な点はない。

よって、実施機関が行った本件処分は、妥当であると認められる。

##### 3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年 3月30日	諮問

平成30年11月22日	審議（第158回審査会）
平成31年 1月10日	実施機関からの口頭理由説明，審議（第159回審査会）
2月19日	審議（第160回審査会）

徳島県情報公開審査会委員名簿

（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
喜多 三佳	四国大学 経営情報学部 教授	会長
小田切 康彦	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 准教授	
益田 歩美	弁護士	
松尾 泰三	弁護士	会長職務代理者
真鍋 恵美子	公認会計士，税理士	